

「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に伴うウェブサイト掲示について

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」が新設されました。

マッターホルン訪問看護ステーションは、中四国厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、利用者の同意を得て居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより得られる利用者の診療情報、薬剤情報を取得・活用して、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

算定内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月に 1 回限り 5 0 円

対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象です。

施設基準

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2025 年 4 月 1 日

医療法人エムエム会

マッターホルン訪問看護ステーション

